

事務連絡
令和元年9月12日

総合事業指定事業所 管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

大崎市民生部高齢介護課長

国が定める単価の見直しに伴う大崎市の総合事業の単価改定等について

大崎市の介護保険事業につきましては、日頃よりご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
さて、介護予防・日常生活支援総合事業における、国が定める単価が一部改定され、令和元年10月1日から施行されます。

つきましては、本市においても、令和元年10月サービス提供分以降の単価等を、これまでと同様、**国が定める単価と同額**に、下記のとおり改定いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 区分支給限度額の改正について

区 分	令和元年9月末まで	令和元年10月より
事業対象者・要支援1	5,003 単位	5,032 単位
要支援2	10,473 単位	10,531 単位

2 報酬改定について

(一部抜粋)

サービス種別	区 分	令和元年9月末まで	令和元年10月より
1. 介護予防訪問介護 相当サービス	週1回程度利用	1,168 単位	1,172 単位
	週2回程度利用	2,335 単位	2,342 単位
	週2回を超える利用	3,704 単位	3,715 単位
2. 介護予防通所介護 相当サービス	週1回程度利用	1,647 単位	1,655 単位
	週2回程度利用	3,377 単位	3,393 単位
3. 介護予防ケアマネジメント		430 単位	431 単位

3 加算について（新設）

種 別	内 容
1. 介護予防訪問介護 相当サービス	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63/1000 加算
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42/1000 加算
2. 介護予防通所介護 相当サービス	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12/1000 加算
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000 加算

4 その他

上記に掲載したサービス以外の単価につきましても、国が改定した単価と同額になります。
ご不明な点は、お問い合わせください。

令和元年10月提供分以降のサービスコード表につきましては、10月下旬に掲載する予定です。

担当：大崎市民生部高齢介護課高齢福祉係
電話：0229-23-6085